

試行的な利用のゾーニング

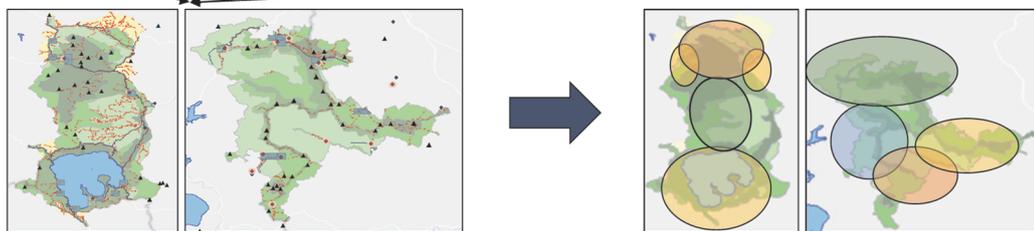
ゾーニングを検討する評価項目

- 各エリアの利用形態を設定するために、評価指標を設定し地域の特性付けを行う。

利用ゾーニングを検討する評価項目（例）

指標項目（例） [評価方法]	
自然・観光資源の位置	歩道や登山道の整備状況
車道からの距離	交通拠点からの距離
宿泊容量	拠点施設からの距離
地点別利用者数	視点場の有無
植生自然度	特定植生群落
生物群集（生物多様性上重要な地域）	...

各エリアの特性付け及び区分設定

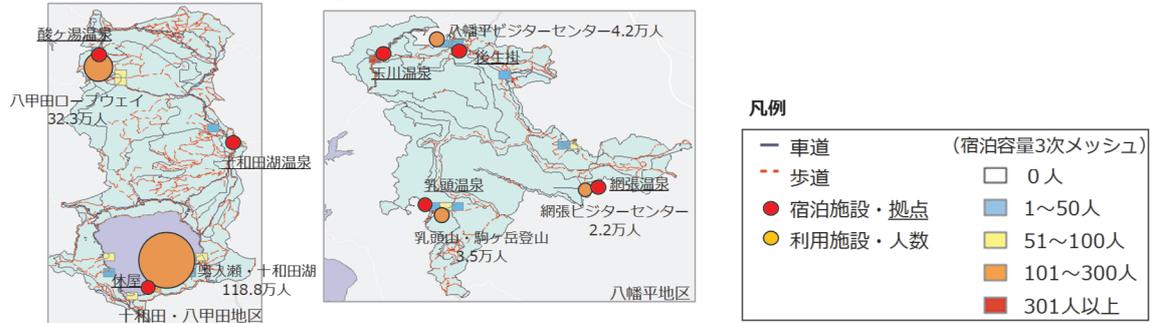


各指標項目を重ね合わせ、エリアを総合的に評価する

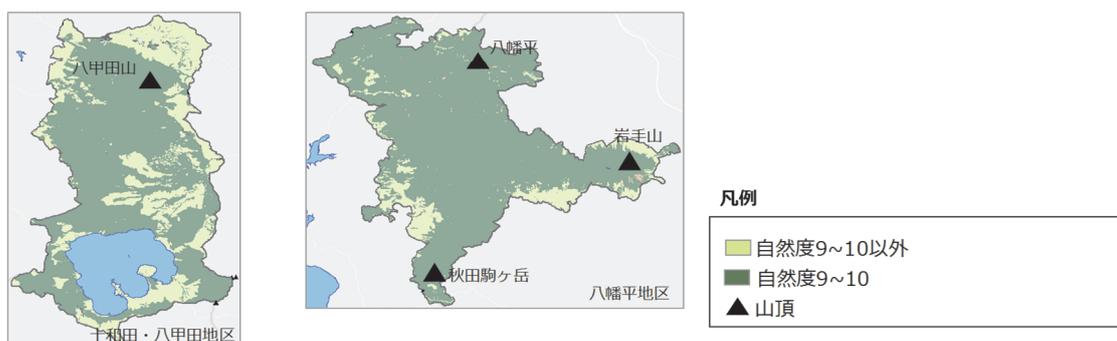
各評価項目と行政区分や地種分、道路、尾根線等を考慮してエリアを区分

試行的な利用のゾーニング

利用に関する評価項目の重ね合わせ（十和田八幡平）

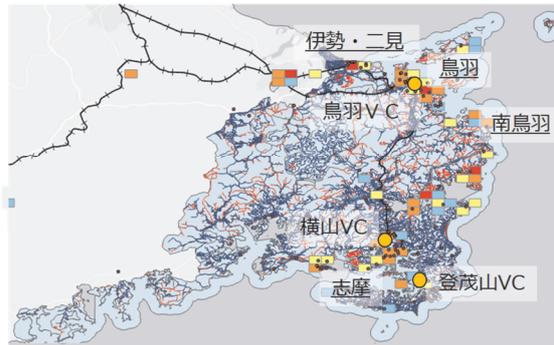


保全に関する評価項目の重ね合わせ（十和田八幡平）



試行的な利用のゾーニング

利用に関する評価項目の重ね合わせ (伊勢志摩)



凡例

— 車道	(宿泊容量3次メッシュ)
- - 歩道	□ 0人
● 宿泊施設・拠点	■ 1~50人
● 利用施設 (VC等)	■ 51~100人
++ 鉄道	■ 101~300人
	■ 301人以上

保全に関する評価項目の重ね合わせ (伊勢志摩)



凡例

■ 自然度9~10以外
■ 自然度9~10
▲ 山頂

(7) 関連法令

利用のあり方小委員会報告 [検討会 1 : 参考資料 3]

自然環境保全審議会 利用のあり方検討小委員会報告の概要

環境庁自然環境保全審議会利用のあり方検討小委員会 (昭和62年設置)

昭和62年8月から19年9ヶ月にわたって15回の検討を実施、平成元年5月に報告書提出。(『自然・ふれあい新時代』環境省自然保護局計画課)

1. 経済社会の変動と自然公園

Table with 2 columns: (1) 自然公園とその利用の変遷, (2) 社会経済の変化と自然公園. Lists 6 items in each column regarding national parks and social changes.

2. 自然公園利用の動向と問題点

Table with 2 columns: (1) 自然利用の動向, (2) 自然公園における利用上の問題点. Lists 4 items in column 1 and 5 items in column 2 regarding usage trends and issues.

3. 自然公園の利用に関する基本的な考え方

3. 自然公園の利用に関する基本的な考え方. Contains 5 numbered points: ① 自然公園利用の果たすべき役割, ② 自然公園利用の基本的理念, ③ 適地適利用の実現, ④ 自然体験型利用の推進, ⑤ 国際水準の公園作り.

4. 望ましい自然公園の利用の実現のため講ずべき施策 →次ページ参照

4. 望ましい自然公園の利用の実現のため講ずべき施策. Includes a box for 'むすび' (Conclusion) and a list of 5 key policy areas for implementation.

4. 望ましい自然公園の利用の実現のため講ずべき施策

4. 望ましい自然公園の利用の実現のため講ずべき施策. Detailed policy directions including: (1) 施策の基本方向 (国民に語りかける自然公園, 再生する自然公園, 多様な利用と共存する自然公園), (2) 講ずべき具体的施策の概要 (New plan confirmation, Utilization area clarification, Regional type differentiation, etc.).

4. 公園事業・集団施設地区の再生・上質化

(1) 公園事業の現状と課題

国立公園内の公園事業（宿舎）の実態調査結果 [事業分科会 1 : 資料 2 - 1]

国立公園内の公園事業（宿舎）の実態調査結果

○平成30年度～令和元年度（継続中）状況調査

国立公園における全事業施設（環境省直轄を除く）のうち、これまでに国立公園に係る宿舎事業として認可され、現在も営業されている宿泊施設に対して、廃業・休業を含む施設の運営実態に関する調査を実施。

図1. 全執行件数に占める、宿舎事業の割合
(令和元年11月時点)

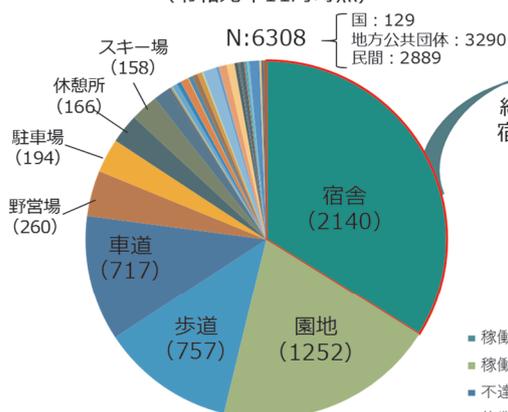
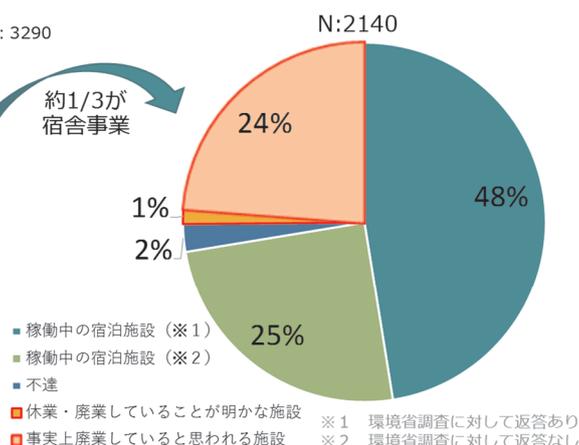


図2. 宿舎事業の状況



→執行認可されているものの、実際に営業等されていない（と考えられる）施設は全体の1/4を占め500施設を超え、現状の体制では事業の実態把握が容易ではない。

公園事業の執行に関する課題 [事業分科会 : 資料 2 - 2]

公園事業の執行に関する課題

事例 経営不振による廃屋化

経緯

- 昭和40年代に集団施設地区（第2種特別地域）の環境省所管地において、個人事業者が当初認可を受けて営業されていた、昭和初期建築の木造2階建て及び平屋建ての宿泊施設
- 昭和50年代に、有限会社へ公園事業の承継がなされ、平成8年に代表者死亡に伴い代表取締役が変更。
- 平成10年度末、**経営不振から、公園法上の手続きをなされないまま廃業**。その後廃屋化が進み、一部倒壊する施設もみられるようになり、風致景観上の支障が顕著に。
- 法人は存続しているものの（代表個人は平成13年に自己破産）、**資力不足を理由に廃業した建物について撤去されず廃屋が放置される**。
- 公園事業者に対して、自然公園法に基づき原状回復を命じたとしても実効性がないため、発出していない。

事例 経営不振による廃屋化（代表者の不在）

経緯

- 昭和30年代に集団施設地区（第2種特別地域）の環境省所管地において、法人が当初認可を受けて営業されていた規模約1ha、地下1階地上3階建ての宿泊施設
- 平成14年頃から実質的に廃業状態。事業の休止承認後、譲渡先を模索中に**代表取締役が死亡**。取締役4者に対し、公園法上の事業の廃止承認手続きと国有地の不法占拠状態の解消を求めるも、**代表者不在のため各種法手続きが進められず解決されず**。
- 平成20年、建物の天井が崩れるなどからアスベスト飛散の問題が顕著化
- 公園事業者に対して、自然公園法に基づき原状回復を命じたとしても実効性がないため、発出していない。

検討課題

- 当初認可以降、経営状態などの確認が全くされておらず、廃屋化が進んだ段階においては公園事業者が存在に近い状態となり、公園法上の手続きである原状回復にかかる命令をかけたとしても実効性がない。
- 廃屋化が進む前段階における手立てとして、経営状態や施設の状況を継続的に把握していく体制や仕組みについて検討する必要がある。

公園事業の執行に関する課題

事例 非認可事業者による認可施設の使用

経緯

- ・昭和30年代から温泉旅館として宿泊事業を執行。当初事業執行者（個人）の高齢化に伴い、昭和60年親族が経営する会社に継承されるも、**公園事業の認可の申請等手続き等は取られず**。
- ・相続から30年以上経過し、自然公園法上の手続きが必要であったことを認知。それまで公園事業施設として認可され建設された建物であることを知らずに営業を行っていた。

検討課題

- ・公園事業施設として施設の設置が認可された建物について、その建物を譲り受け等された者が行う営業については自然公園法上制限されていない。
- ・譲り受け後の所有者に対して、公園事業として認可を受けることを義務づけることができず、事業執行者として命令等の履行義務を負う者が不存在となる。

事例 所有者移転による認可施設の目的外使用

経緯

- ・平成の始め頃、法人により建設され、その後地元の第3セクターに事業承継された、規模9haに及び大規模なリゾート開発計画。建設途中にバブル崩壊の煽りを受け、営業を開始することなく廃屋化した。
- ・平成15年、債権回収のため競売を申し立てられ、平成18年に地元不動産会社が落札後、**老人ホーム化**を構想。その後、**メガソーラー**建設案や**観光農園**構想などが立てられる。
- ・事業執行者である第3セクターは平成22年になって解散。

検討課題

第2種特別地域内であり、公園事業施設でしか建設できない建物の規模・構造をしているが、当初の所有者（＝公園事業者）から所有権が移転しているため、公園事業では把握することができない業態で営業がされていたとしても、その所有者に対して原状回復命令をはじめとした公園事業者に対して行う命令を履行させることが出来ない。

公園事業の執行に関する課題

事例 多様化する経営手法

現状

- ・近年、ホテル・旅館の事業形態は複雑化している。
 - ✓ 公園施設はREIT（投資家から集めた資金で不動産への投資を行い、賃料収入などから得られた利益を投資家に分配する金融商品）が所有、管理運営は経営会社
 - ✓ 公園施設はディベロッパーが建設、管理運営は経営会社
 - ✓ 公園施設はディベロッパーが建設、分譲販売し所有は複数個人、管理運営は経営会社
- ・公園事業は所有・経営・運営が一体の所有直営方式を主に想定。
 - ✓ 当初認可時に、公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していることを確認
 - ✓ 経営方法は、直営か委託かの別を申請

検討課題

- ・所有・経営・運営の各主体のいずれかが変更される場合に、必ずしも変更手続き等が必要ではない（特に所有者が変更となった場合は手続き不要）。
- ・所有・経営・運営が分離した場合でも、各主体に原状回復命令等を履行する責任を直接負わせる仕組みが可能かどうか、検討が必要。
- ・公園施設をディベロッパーが建設し、建設終了後に管理運営を経営会社が担う場合、公園事業を一度廃止した上で新たに当初認可を申請する必要があり、手続きが煩雑である。

(2) 集団施設地区の現状 [事業分科会 2 : 資料 1 - 1]

集団施設地区の現状について				
集団施設地区とは				
自然公園法第36条に基づき指定される区域で、利用施設が漫然と公園の全区域に散在することにより自然の風景を損傷することを避け、また、施設の利用効果を上げるため各種の利用施設を有機的かつ総合的に一定地区に整備することを目的として公園計画に記載する整備方針に基づき総合的に整備し、快適な公園利用の拠点とする地区				
集団施設地区の分析				
『国民休暇村にみる自然公園集団施設地区の計画思想（堀ら1990 造園雑誌53(3)）』 『集団施設地区にみる国立公園の利用拠点計画の考え方とその変遷（番匠ら1991造園雑誌55(5)）』を参考に整理				
◎ I : 既存拠点指定、II : 『計画標準』策定・直轄整備開始、III : 国民休暇村構想（理想型）、IV : 非理想型整理期、V : 『公園計画作成要領』策定、VI : 現在（I : S.24~27、II : S.28~34、III : S.35~43、IV : S.44~53、V : S.54~H.4、VI : H.5~）				
◎ 宿泊施設の集積性が強い地区は初期に指定されている傾向があり、後期に指定された地区は宿舍の集積性が弱い傾向。				
◎ 国民休暇村構想に代表されるような、土地所有・直轄整備に主眼が置かれた時期もあり、指定のされ方は時代により様々				
主要利用道路の連絡性			全国122箇所（平均106.9ha,中央値53.9ha）	
	複数道路の集中地に立地	道路の中間点に立地	道路の終点に立地	
施設集積性	宿舎10以上	川湯39.1、洞爺湖102.1、鬼怒川136.4、中宮祠91.2、平湯170.7、志賀高原2547.5、大山寺233.7、雲仙温泉86.8、裏磐梯171.7	阿寒湖畔81.0、糠平35.2、層雲峡58.7、登別71.0、休屋42.4、湯元120.2、長者原186.6、乗鞍高原531.0、戸隠160.0	四万温泉160.4、屋島43.6
	3以上 9以下	本栖129.5、三瓶山北の原134.3、えびの52.7	羅臼温泉31.3、室堂69.1、生出18.7、中宮温泉160.1、王子が岳渋川235.2、榎水原69.1、後生掛50.1、鹿子前28.4、万座73.8、浦富57.3、支笏湖53.0、湊14.5、六甲山430.4	勇駒別94.6、小谷温泉275.0、上高地80.2、山ノ鼻4.9、田老104.0、乗鞍鶴ヶ池36.7、赤穂御崎50.0、鳥取砂丘114.6、地獄垂玉31.6、竹野34.9、気仙沼大島65.8、乳頭温泉郷27.2
	2以下	湖尻118.1、鳴門38.9、雲仙諏訪ノ池70.1、蒜山67.8	玉川温泉67.8、神割崎34.1、鮎川浜4.2、須ノ川20.3、三峰34.1、久住高原43.0、今子浦45.9、瀬の本76.6、北九十九島33.9、普代54.8、竜串42.3、高千穂河原71.5、那須高原881.3、由良69.9、酸ヶ湯38.7、和琴51.2、加太159.5、南阿蘇72.3、羽黒71.9、東予43.3、南淡路26.7、財田61.6、真狩口32.4、種差海岸14.9、碁石海岸55.3、浄土平38.0、鷹ノ巣20.9、御池31.3、奥多摩湖岫沢35.0、畑引山44.4、田貫湖194.3、いもり池9.9、横山51.0、摩耶山15.5、包ヶ浦15.5、西郷岬80.2、足摺岬48.6、鏡ヶ成105.0、住用11.0	塘路16.3、網張52.7、市ノ瀬94.6、谷川岳143.0、日御碕29.3、大島372.2、登茂山111.0、野呂山62.4、多幸湾29.5、大台ヶ原24.1、扇沢21.7、都万50.0、光徳100.9、野呂川広河原、小波川広河原、仙酔島93.6、尾瀬沼5.9、鹿沢38.2、大久野島71.2、五色台39.8、五最杉16.6、笹ヶ峰86.3、指宿124.0、昭和南山12.8、宮古姉ヶ崎30.6、浄土ヶ浜64.2、唐桑御崎35.1、宇久井50.8、近見山246.0、姫原49.9、尾之間32.7

(3) 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業

国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業 [事業分科会 1 : 資料 2 - 3]

1. 国立公園満喫プロジェクト

世界水準の「ナショナルパーク」を実現するために
「最大の魅力は自然そのもの」「高品質・高付加価値のインバウンド市場の創造」

訪日外国人の国立公園利用者数
490万人(2015年・H27)→1000万人(2020年・H32)に
(2016年546万人、2017年600万人、2018年694万人)

ステップアッププログラムの策定

先行8公園
阿寒摩周 十和田八幡平 日光 伊勢志摩
大山隠岐 阿蘇くじゅう 霧島錦江湾 慶良間諸島

平成28年7月：世界水準の「ナショナルパーク」の候補として先行8公園を選定

12月：公園毎に地域協議会によりステップアッププログラム策定

先行8公園における成果を水平展開(H29.11開始)
※特に利用者数の多い国立公園(富士箱根伊豆/支笏洞爺/中部山岳)に重点

プロジェクト全体の中間評価とりまとめ(H30.7)
ステップアッププログラム改訂(H31.2)

世界水準の「ナショナルパーク」に向けたブレークスルー

多様な宿泊サービスの提供

- 多様な宿泊体験の提供のため、分譲型ホテル等を認可する審査基準を作成し、R1.10から施行予定。
- 日光、大山隠岐にて民間と連携し、外国人旅行者のニーズにあったキャンプ場にリニューアル予定

ビジターセンター等公共施設の民間開放

- 伊勢志摩の英虞湾を望む直轄展望台に民間カフェを導入(H30.8オープン)
- 阿寒摩周のビジターセンターを改修しカフェスペースを設置。情報発信と地域の交流の場となる機能を持たせ、R1.8から営業開始。

体験型コンテンツの磨き上げ・受け入れ体制の強化

- ファミトリップの成果等を踏まえ、モデルコースを含む「日本の国立公園コンテンツ集(日・英)」を作成。OTAへの掲載等を支援。対象公園を拡大して取組中。
- 外国人のニーズも踏まえたガイドやコーディネーターを育成する研修プログラムを実施。地域の自走に向けた取り組みを支援。

景観の改善・利用環境の整備

- 大山隠岐にて廃屋を撤去(H29.7完了)し、カフェや物販機能を有する施設を整備(H30.5オープン)。
- 阿蘇くじゅうにて眺望を阻害していた電線・電柱の移設を実施。
- 各国立公園の案内板、ビジター展示等において、分かりやすく魅力的な多言語解説整備を促進。

利用者負担による保全の仕組みづくり

- 慶良間諸島で入島時の環境協力税を徴収し、国立公園の環境保全に活用中
- 大山隠岐にて保全協力金付きオアシソウウオ観察ツアーを実施

国内外への強力な情報発信

民間事業者等との連携

- 国立公園オフィシャルパートナー(ANA、JAL、JTB、KTCホールディングス、サントリー等75社)との連携協力により、空港や航空機、列車内等での国立公園の魅力の発信、商品造成、受入体制の整備支援を実施

情報サイト・SNS・海外メディア等による発信

- JNTOグローバルサイト内に国立公園の一括情報サイトを設置・公開(H31.2)今年度、アクティビティ等の予約まで可能なサイトとする予定。
- Instagram及びフェイスブック公式アカウントにおいて、現地レンジャーから、公園の感動を発信。
- 動画配信や海外メディアへの記事掲載を実施中

国内外の旅行博等での発信

- 「ツーリズムEXPOジャパン」への出展による情報発信、海外バイヤー商談会でのビジネスマッチングを支援

管理事務所の体制強化

- 国立公園管理事務所を新設するとともに、観光業等の民間企業経験者等を「利用企画官」として採用

2. 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業 (概要)

(令和元年度予算 国費17億円)

国直轄事業、地方公共団体・民間事業者への補助【補助率1/2】

【背景】
国立公園の利用拠点では、インバウンド対応や個人旅行など需要の変化への対応が遅れ、廃屋化した建物が自然の魅力を著しく妨げている状況が課題となっている。
また国立公園は、圧倒的な自然環境と地域独自の文化資産が相まって形成されていることが外国人旅行者にとっても魅力的であるが、旅行者が体感できていない。

【事業内容】 ※< >内は現時点での令和元年度予算執行見込み

① 利用拠点計画策定
地域協議会等において利用拠点計画を作成し、計画に記載された事業を各主体が同時一体的に実施。
<補助事業7箇所・36百万円(国費18百万円)>

②-1 廃屋の撤去
跡地における新たな民間事業者の導入を前提に、支障となっている廃屋等の撤去を進める。
<直轄事業1,200百万円、補助事業4箇所・660百万円(国費330百万円)>

②-2 インバウンド機能向上
外国人利用者が立ち寄る利用拠点施設において、Wi-Fi、多言語サイン、トイレ洋式化を実施。
<補助事業3箇所・12百万円(国費6百万円)>

②-3 まちなみの改善
公共施設、民間店舗等に、外国人にも魅力的な地域の文化資産への興味、誘導を意識したデザインを付加するなど、地域文化が体感できるまちなみに改善。
<補助事業3箇所・42百万円(国費21百万円)>



廃屋撤去跡地に新たな民間事業を導入 (イメージ)







アイヌ文化の魅力を感じられる利用拠点のまちなみ (阿寒摩周国立公園)

【効果】
外国人旅行者の満足度向上、滞在時間の増加、リピーターの確保、観光による地方創生
国立公園の文化的な魅力、奥深さの外国人理解の促進

3. 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業

～国立公園利用拠点の上質化の観点

<課題>

- 厳しい財政状況、高齢化による後継者や担い手不足、専門的な知見を有する人材不足
- 個人旅行へのシフト、インバウンド増加、ニーズの多様化等への対応が必要。
- 景観や機能の向上に関する統一の方針、面的計画がない

<活かすべきポテンシャル>

- 国立公園の利用拠点には、良好な自然環境、日本的な文化や人の営みの特徴など、旅行者を惹き付ける際立つ要素があり、余計なものを足す必要がない。
- 地域の個性や特色を印象づける質の高いデザインルールの設定により、新たな出店の勧奨、さらに観光客の満足度やリピート率の向上が期待できる。

国立公園利用拠点の上質化の観点

○ 観点1：利用拠点における景観デザイン等に関する面的計画を作成・共有

- ・ 地域の関係者が自らの地域の魅力を認識し、方向性を共有
- ・ 統一的なデザインや、インバウンド等に対応した機能等を意識



行政と地域の民間事業者等が一体となって、景観デザインの統一等に関する面的計画を作成し、将来像を共有（山口県長門市・長門湯本温泉観光まちづくり計画）

○ 観点2：実効性を備えた地域の将来像を描く

- ・ 行政と地域の民間事業者等が一体となって利用拠点の面的計画を作成し、将来像を共有
- ・ コーディネートのノウハウや経営的知見等を有する専門家の支援を得てとりまとめ



自立的な体制による検討

○ 観点3：新たな民間投資や若い世代を呼び込む

- ・ 公的資金に頼らず民間資金の活用や新規事業者の参入を含む取組を推進
- ・ インバウンド増加を契機に、自ら稼ぐ、持続可能な地域経営の取組を推進

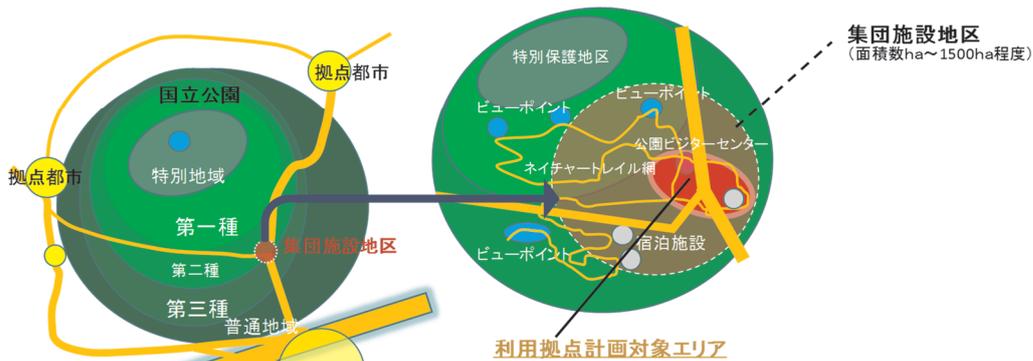


若手事業者による十和田八幡平国立公園内のマルシェ（写真提供：青森県）

5. 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業

～利用拠点計画の対象エリアの考え方

【利用拠点計画の対象エリアのイメージ】



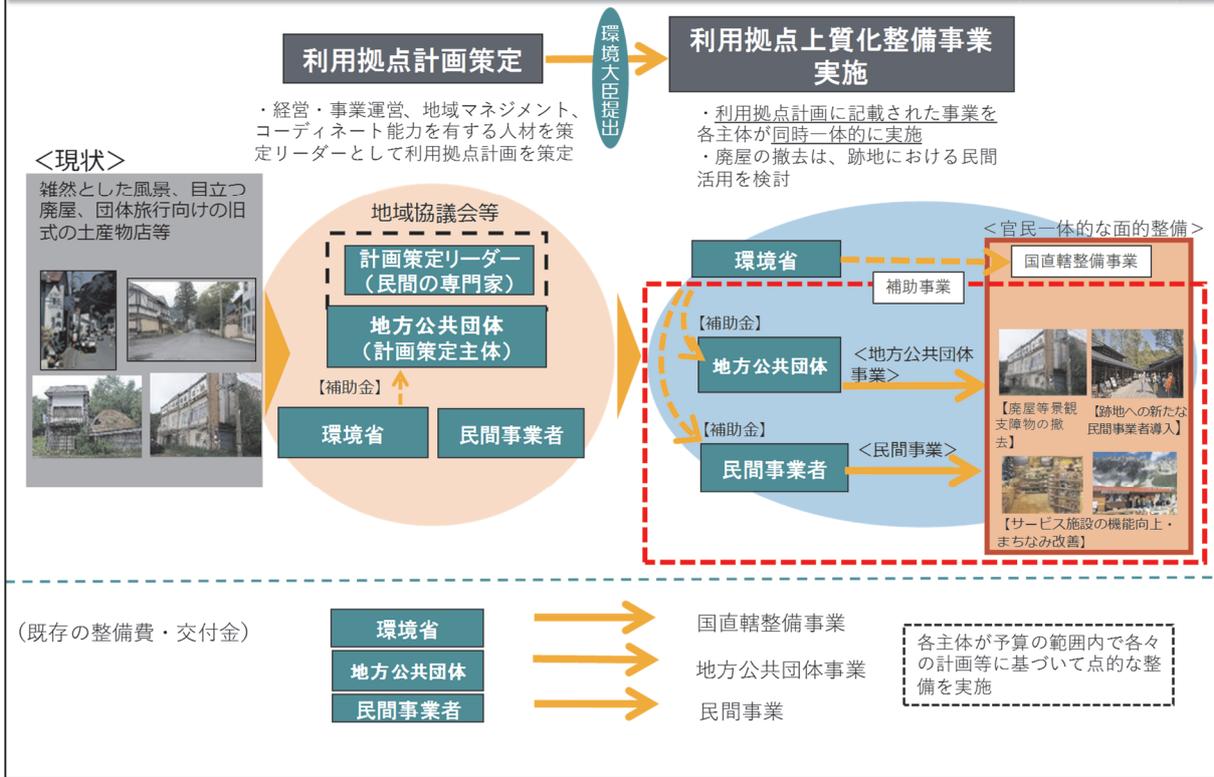
- 目抜き通り周辺など、特に利用が集中し、地域改善の効果が高い一団のエリアを設定
- 集団施設地区区内に加え、特別地域内で特に利用頻度が高く重点的に上質化を図るエリアを含む



（阿寒周国立公園・阿寒湖畔集団施設地区）

4. 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業

～利用拠点計画に基づく事業実施



6. 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業

～対象事業等

【対象事業】

○補助事業

イ) 国立公園利用拠点計画策定支援事業

交付対象：地方公共団体※1

対象事業：利用拠点計画作成のための調査検討※2の費用

補助率：1/2

ロ) 国立公園利用拠点上質化整備事業

交付対象：地方公共団体、民間事業者等（NPO法人、観光協会等含む）

対象事業：・廃屋の撤去※3

・インバウンド機能向上に資するWi-Fi環境整備、多言語サインの整備、トイレの洋式化

・地域の文化的な魅力を発信するための外構修景（門、壁、植栽、街灯等の整備）、建築外観修景、屋外設備修景 等

補助率：1/2

イ) 【計画】

国費 1/2

地方公共団体
1/2

ロ) 【上質化整備】

国費 1/2

地方公共団体
民間事業者
1/2

※1：計画策定主体は原則として市町村としますが、環境省、都道府県の事業が含まれる場合、連名で計画を策定。

※2：地域の関係者による協議会等を設けて実施することが望ましい。

※3：拠点計画において撤去後跡地がエリアの活性化のための民間導入など計画的な利用に供されるものに限る。

7. 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業の事例

□十和田八幡平国立公園 休屋地区（青森県十和田市）

事業廃止したホテル等が目立つ集団施設地区の再生に向け、環境省、十和田市、地域の民間事業者など関係者が一体となって面的な将来像を協議しながら、事業を実施。



<先取組>



<国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業 利用拠点計画 添付図>

8. 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業 令和元年度事業一覧（案）

公園名	自治体名	事業名	実施主体
<廃屋の撤去>			
阿寒摩周国立公園	北海道弟子屈町	旧華の湯ホテル撤去	環境省
上信越高原国立公園	長野県山ノ内町	志賀高原エリア内の廃屋撤去（調整中）	（一財）和合会
三陸復興国立公園	岩手県普代村	国民宿舎くろさき荘別館撤去	普代村
三陸復興国立公園	宮城県気仙沼市	国民宿舎からくわ荘撤去	気仙沼市
十和田八幡平国立公園	秋田県小坂町	旧和井内売店撤去（小規模）	小坂町
<インバウンド機能強化>			
上信越高原国立公園	長野県山ノ内町	公衆無線LAN環境整備	志賀高原観光協会
上信越高原国立公園	長野県山ノ内町	志賀高原多言語案内サイン整備（調整中）	志賀高原国立公園整備委員会
知床国立公園	北海道羅臼町	多言語サイン整備	羅臼町
<まちなみの改善>			
阿寒摩周国立公園	北海道釧路市	遊覧船乗り場外観修景	阿寒観光汽船（株）
十和田八幡平国立公園	青森県十和田市	飲食・ゲストハウスyamaju外壁改修ほか	風景屋ELTASほか
雲仙天草国立公園	長崎県雲仙市	休憩所売店等上質化	雲仙市
<利用拠点計画策定>			
長野県山ノ内町、鳥取県鳥取市、鳥取県大山町、島根県出雲市、高知県土佐清水市、長崎県五島市、熊本県阿蘇市			

9. 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業 令和元年度廃屋撤去事業の概要

	件名(場所)	廃屋撤去概要	跡地活用計画と今後の進め方(案)	現地調査時の有識者指摘ポイント(補助事業)
	事業主体			
直轄事業	阿寒摩周国立公園 川湯温泉地区 (北海道川上郡弟子屈町)	旧華の湯ホテル 	・跡地については、地元の行政等が中心となり、民間事業者によるカフェ、ショップ等での活用を検討中。 ・さらなる民間事業者誘致のため、隣接する周辺の廃屋についても対応を検討中。	—
	環境省			
補助事業	上信越高原国立公園 志賀高原利用拠点上質化事業 (長野県山ノ内町)	(実施対象調整中)	・飲食、日帰り入浴、アクティビティ利用拠点等の新たな民間導入を検討中。 ・志賀高原環境整備検討委員会において、志賀高原の全体ビジョン及び各地区整備構想案を作成しており、今後事業の具体化に向け調整。 ・4地区の廃屋について、権利関係整理や緊急性等から、R1より順次、撤去と跡地事業者調整を実施。	・国立公園やユネスコエコパークのステイタスを意識している地元の姿勢を評価。 ・利用者動向と既存施設の状況から、地区ごとに不足している機能を補うよう検討しているのはよい。 ・アクティビティは高級志向だけでなくファミリー層も含め幅広く検討。
	(一財)和合会 ※地域の土地の所有、管理団体			
	三陸復興国立公園 黒崎園地エリア上質化計画 (岩手県下閉伊郡普代村)	国民宿舎くろさき荘 旧別館 ・昭和45年建設 	・眺望デッキの設置とカフェ、ショップ等の民間導入を検討中。 ・地域関係者の協議会を設置し具体の検討に着手。 ・R1年度廃屋撤去、民間サウンディングを含めた跡地活用検討 ・R2年度民間公募	・みちのく潮風トレイルとの連携を意識。 ・来訪者が国立公園に来たことが分かるような工夫、足をとめなくなる雰囲気づくり(関連施設外観の改修など)も必要。
	普代村			
	三陸復興国立公園 唐桑御崎地区トレッキング拠点化計画 (宮城県気仙沼市)	国民宿舎からくわ荘 ・昭和43年建設 	・トレッキング、アウトドア利用者向け休憩・飲食施設等の民間導入を検討中。 ・唐桑観光活性化委員会において、今後具体の活用内容を検討。 ・R1～2に廃屋撤去、跡地活用検討 ・R3年度民間公募	・地域コミュニティの場としての機能もあわせ持つことが有効。 ・隣接する野営場と一体的な民間導入検討。 ・利用者層にあわせた物販機能の強化。
	気仙沼市			

国立公園利用拠点計画の策定状況について [事業分科会 2 : 資料 1 - 2]

国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業 利用拠点計画の事例～

阿寒摩周国立公園阿寒湖エリア利用拠点上質化事業 (北海道釧路市)

1. 地区の概要



- ・阿寒湖南岸の阿寒湖温泉街
- ・温泉、アイヌコタン(集落)が観光資源。
- ・入込客数は平成11年度をピークに漸減。平成29年度の年間宿泊者数は約12万人。
- ・釧路市は、平成21年に景観計画を作成し、当エリアを「重点区域」に指定。それ以降、地域で景観形成に関する議論が活発化。平成23年には景観協議会を立ち上げ。

2. 検討体制

メンバー：環境省阿寒摩周国立公園阿寒湖管理官事務所
釧路市都市計画課・阿寒観光振興課
NPO法人阿寒観光協会まちづくり推進機構
阿寒湖温泉景観協議会 会長
アイヌ工芸協同組合
まりもの里/幸運の森商店街 会長 他

※「アイヌ文化を活かした景観デザインの手引き」作成時の検討体制を活用して利用拠点上質化事業を実施。

3. 利用拠点計画の概要

これまでに環境省にて、景観協議会及びその他関係者と相談の上、以下2つの計画を作成。

(1) 阿寒湖温泉らしい景観づくりガイドライン

(平成23年3月作成)

地域独自の景観づくりの理念、考え方を示した全体計画に当たるもの。「阿寒の自然・歴史文化と共存する街並み作り」を行うため、「自然景観への眺望を大切に」「阿寒の自然や歴史文化を積極的に取組に活かす」等の方針を掲げた。

(2) アイヌ文化を活かした景観デザインの手引き

(平成30年3月作成)

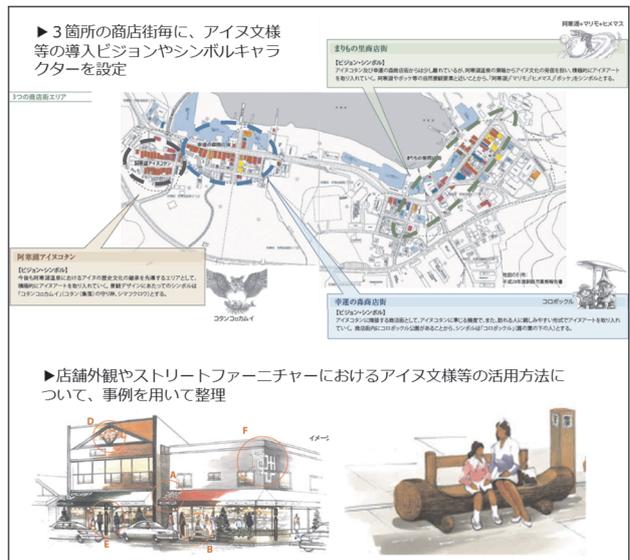
(1)のガイドラインを受け、店舗外観等によるアイヌ文化の発信を推進するための指針を示したもの。とりわけ、アイヌ文様等の色彩含めた使い方や、商店街毎のアイヌ文様等の活用方法等について整理した。

今回、地域を挙げて利用拠点上質化事業を実施するにあたり、(2)で整理した商店街を中心とするエリア(右図参照)を対象とし、R1～5年を計画期間として以下の事業に取り組む。

- ・民間施設の外観修景等(民間・R1～2年)
- ・Wi-Fi環境整備(釧路市・R2予定)
- ・R3年以降の事業箇所は調整中

4. 今後の課題等

計画に基づく、各施設改修の確実な実行。



計画概要

上信越高原国立公園志賀高原利用拠点上質化事業（長野県山ノ内町）

1. 地区の概要



位置図

- ・長野県北東部、群馬県境に位置
- ・冬のスキーレジャーが主な観光資源
- ・年間利用者数約219万人（2018年）
- ・スキー場利用者の減少（1999年186万人→2018年94万人）。観光消費額も過去20年で約3割減少（2000年194億→2018年123億）
- ・2017年に行政機関や地元観光事業者、土地管理団体等で構成する「志賀高原環境整備検討委員会」が設置され、志賀高原全体の「未来のビジョン・将来像」を作成。
- ・2018年1月公園計画再検討完了。現在管理運営計画を策定中。

2. 検討体制

- 協議会名：国立公園志賀高原上質化事業利用拠点計画策定協議会
 メンバー：環境省志賀高原自然保護官事務所・山ノ内町※・
 （※事務局）一般財団法人和合会・一般財団法人共益会・志賀高原観光協会

左記の「志賀高原環境整備検討委員会」と連携し検討

3. 利用拠点計画の概要

1) 対象エリア設定の考え方

志賀高原集団施設地区（約2,500ha）を対象。当地区内には複数の旅館街や広大なスキー場が整備されており、一体的な利用がされている。

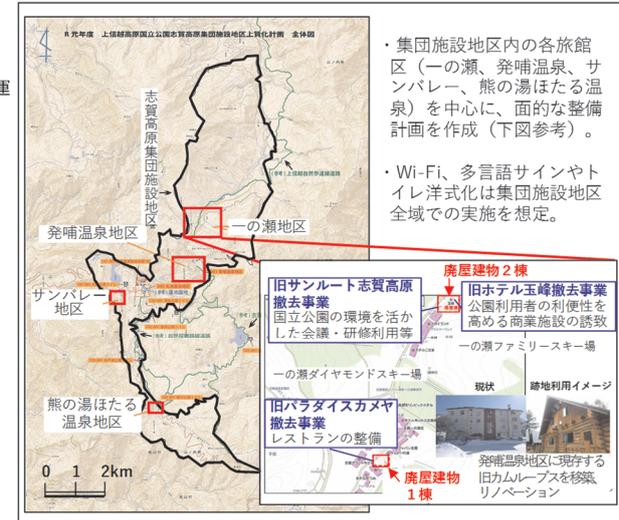
2) 基本方針

『自然と共に生き、未来を育む国立公園 志賀高原』『「入会」の歴史が息づく山岳・スノーリゾート志賀高原』をテーマに、長期滞在向けサービスやアクティビティの提供等、多様なニーズに応えるための整備を進める。併せて、建物の外観や案内看板の統一化等、町並み景観の改善を行う。

3) 計画概要

R1～5年度を計画期間として、以下の事業に同時一体的に取り組む。

- ・利用拠点要所の園地整備（環境省・R1～R2年）
- ・老朽化した登山道の再整備（長野県、山ノ内町・R1～R3年予定（R3以降は今後調整））
- ・公衆トイレ洋式化（山ノ内町・R2～R5年予定）
- ・廃屋の撤去と跡地活用（民間・R1～R5年予定）
- ・登山道やスキー場内における多言語サイン（志賀高原国立公園整備委員会・R1～R4年予定）
- ・公衆無線LAN整備（民間・R1～R3年予定）



計画概要（R1.6現在）

4. 今後の課題等

廃屋跡地の利活用の促進、既存施設の改修等による町並み改善、夜間利用の促進、サービスの質の向上、休眠スペースの活用など

大山隠岐国立公園大山寺地区利用拠点上質化事業（鳥取県西伯郡大山町）

1. 地区の概要



位置図

- ・中国地方最高峰大山山麓に位置
- ・大山寺参拝や大山登山、スキー・スノーボードなど大山観光の玄関口
- ・年間利用者数 H17約134万人→H30約107万人 ※大山周辺自治体含む
- ・人口減少や担い手不足により空き家・空き店舗が目立つ状態。また既存計画によって街並み景観の整備が行われてきたが徹底されていない状況であり、エリアの方針を明確化し、関係者が共有する必要あり。

2. 検討体制

- 協議会名：大山寺地区上質化プロジェクト協議会
 メンバー：環境省大山隠岐国立公園管理事務所、鳥取県生活環境部緑豊かな自然課、鳥取県西部総合事務所生活環境局生活安全課、鳥取県西部総合事務所地域振興局西部観光商工課、
 （※事務局）大山町企画課、大山町観光課※、大山町観光課文化財室、大山自治会、大山参道振興会、大山旅館組合、大山街なみ環境整備協議会、大山レンタル組合、（一社）大山観光局、（株）さんどう、だいせんホワイトリゾート、（一財）自然公園財団

3. 利用拠点計画の概要

1) 対象エリア設定の考え方

大山寺地区を対象とし、旅館街を中心とした「大山寺参道エリア」、スキー場を中心とした「アルペンライン・スキー場エリア」、登山口や野営場を中心とした「登山口エリア」の3エリアに区分。各エリアの中心に位置する「大山寺参道エリア」（約17ha）を利用拠点に設定。

2) 基本方針

『だれもが心地よく自然・歴史・文化を満喫できる国立公園』をコンセプトに、(1)まちなみ等の景観改善、(2)多様なサービスの提供、(3)来訪者の利用環境の整備を実施する。

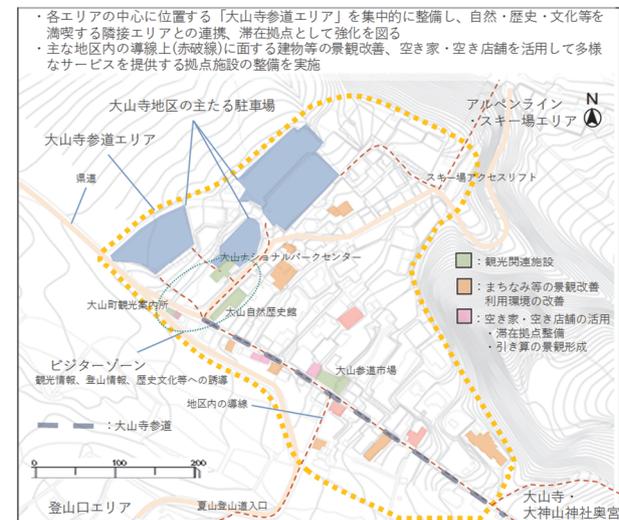
3) 計画概要(案)

R2～6年度を計画期間として、以下の事業に同時一体的に取り組む。

- ・老朽化施設や景観統一を図るまちなみ等の景観改善（民間）
- ・空き家・空き店舗となっている建物の活用（民間）
- ※関連施設：大山参道市場（大山町・H30.5月オープン済み）
 大山カオナルパークセンター（環境省・H30.4月再整備済み）
 大山自然歴史館（鳥取県・H30.8月再整備済み）
 大山町観光案内所（大山町・H29.7月再整備済み）

4. 今後の課題等

デザインが統一されていない施設や、老朽化、屋外広告物による景観阻害、空き家・空き店舗、わかりづらい案内標識、インバウンド対応、ユニバーサルデザイン など



計画概要（案）（R1.1月現在）

足摺宇和海国立公園竜串エリア利用拠点上質化事業（高知県土佐清水市）

1. 地区の概要



位置図

- ・足摺地域の竜串海岸に隣接
- ・サンゴ群集や奇岩が観光資源
それを楽しむアクティビティ（シュノーケル、グラスボート、ガイドツアー）も充実
- ・年間利用者数（公園全体）
H4:272万人→H29:160万人
- ・拠点施設の整備が各事業主体において進む一方、官民連携やソフト強化含め、エリアの全体像を地域で共有することが課題であったため、本事業において計画を策定。

3. 利用拠点計画の概要

1) 対象エリア設定の考え方

観光関連施設、飲食・宿泊所等が集積し従前から利用拠点を形成している海岸沿いの集団施設地区エリア（約25ha）を対象。全体を3エリアにゾーニングする。

2) 基本方針

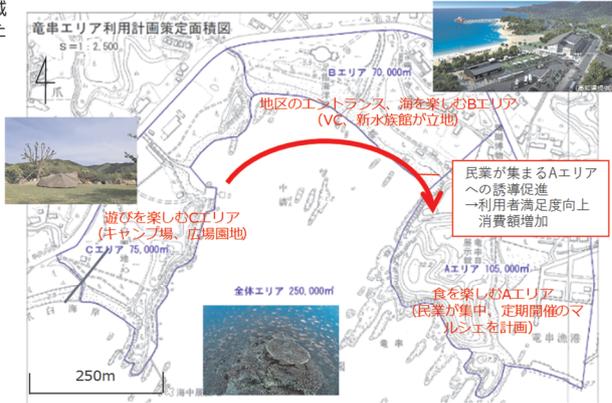
各エリアの機能を計画図（右図）の通り明確化し、関連事業や民間の動きを連動させるための、地区全体の計画を作成する。

3) 計画概要(案)

- R2～6年度を計画期間として、以下の事業に同時一体的に取り組む。
- ・竜串ビジターセンターの新設（環境省・R2年3月予定）
 - ・足摺海洋館（水族館）のリニューアル（高知県・R2年7月予定）
 - ・キャンプ場のグランピング化。スノーピークによる管理運営（土佐清水市・R1年4月オープン済）
 - ・景観の改善（国立公園としてふさわしい景観の創出）
廃墟の撤去、経年劣化施設の修繕、修景の伐採による海のみえる景観の確保、看板・遊歩道の修繕
 - ・食の充実
インバウンドを含む観光客に喜ばれる食のメニュー考案と地域が一体となって提供できる仕組みづくり
 - ・多言語化、バリアフリー化の推進

2. 検討体制

- 協議会名：国立公園竜串エリア利用計画を進める会
メンバー：環境省土佐清水自然保護官事務所
高知県地域観光課、環境共生課、計画推進課
土佐清水市観光商工課（※）
高知県観光開発公社
NPO竜串観光振興会・土佐清水市観光協会
土佐清水市旅館組合・観光ボランティア会
㈱スノーピーク土佐清水スタッフ
その他（エリア内の宿泊業、飲食業等民間事業者）



計画概要(案) (R2.1月現在)

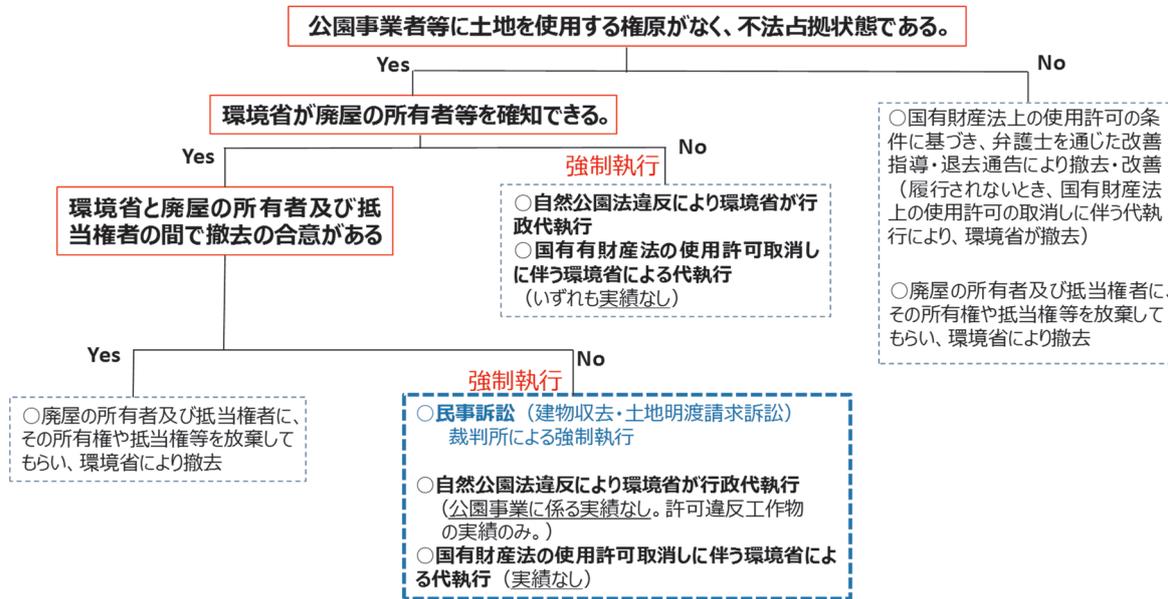
4. 今後の課題等

- ・飲食、宿泊所等民業の一体的な外観修景づくりへの合意形成
- ・地区外の観光拠点（足摺岬等）の観光関連業者や、市街地商業者との連携
- ・最寄りの鉄道駅からの二次交通確保

(4) 国立公園における廃屋撤去の取り組み [事業分科会 1 : 参考資料 3]

○国立公園における廃屋撤去の具体の取組状況等

1) 環境省所管地における廃屋撤去のフロー図



1

○国立公園における廃屋撤去の具体の取組状況等

<補足>

- **民事訴訟**（土地所有者が建物収去・土地明渡請求訴訟を提起）
 - 裁判所による強制執行。費用を土地所有者が負担（建物所有者からの回収が原則だが不可能なケースも多い）
 - ※ 権利関係が単純な建築物については、強制執行によらず、国が権利者の同意をとりつけて撤去することも可能であるが、事後に権利主張する者が現れるリスク等を考慮し、民事訴訟による対応を基本としている。（仮に権利者の同意無く撤去をした場合には、刑事及び民事上の責任を問われる）
- **自然公園法違反による行政代執行**
 - 公園事業の認可の廃止や失効、取消処分がなされた場合で、必要があるとき、環境大臣が公園事業者であった者に対して原状回復を命令（自然公園法第15条第1項）
 - ・履行しない等の場合、行政代執行（行政代執行法第2条）
 - ・公園事業者であった者を確認できない場合、環境大臣が略式代執行（自然公園法第15条第2項）
 - 許可違反工作物に対しても同様の原状回復命令、行政代執行が可能（自然公園法第34条第1項、第2項）
- **国有財産法上の使用許可の取消し等による代執行**（環境省所管地のみ）
 - 使用許可の取消し、使用許可期間満了のとき、使用許可を受けていた者は、原状回復を行わなければならない。（行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について（以下、「蔵管1号」）第4節第1）
 - ただし、地方事務所長が特に承認したときはこの限りではない。（蔵管1号様式13第11条第1項）
 - 原状回復義務が履行されないときは、地方環境事務所長が、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができ、当該者は異議を申し立てることができない。（蔵管1号様式13第11条第2項）

（国有財産の貸付けにおいても同様の原状回復義務、代執行の規定あり）

…代執行の要件「義務の不履行を放置することが著しく公益に反すること」（行政代執行法第2条）
⇒『景観を阻害している』では充たさないと考えられる

2) 環境省所管地以外（民有地、環境省以外の公有地等）

- ・ 自然公園法違反により環境省が行政代執行（実績なし）
- ・ 空家等特措法に基づく、市町村による行政代執行
- ・ 土地所有者が、建物所有者や抵当権者等の同意を得て撤去（もしくは民事訴訟）

2